

より適切な矯正指導に向けた今日の受刑者たちの 家庭環境の理解及び対策

阿部 憲仁

桐蔭横浜大学医用工学部

(2014年3月20日 受理)

1. はじめに

処遇が困難なケースが着実に増加してきている。これは今日矯正教育に携わる者たちにとって共通の認識となっている。社会全体が大きく変容し、「価値観の多様性」が叫ばれる中、「社会全体の要所を強調した縮図」であると言われる刑務所においても同様の変化が確認されるのはある意味当然のことであろう。社会全体は日々起こるこれまで遭遇したことのない新たな問題に右往左往している。そうした中であって、一定の刑期を限られ、その中で受刑者一人一人にしっかりとした反省を促し矯正を図った上で社会に復帰させなければならない刑務所においては、全く方向性の見えぬままあやふやな対応をし続けることは許されない。

一般に我々は幼少期に家庭内、特に親を中心とする家族メンバーとの間で形成された対人関係のあり方を、大人になった後も無意識に他者に対して繰り返すものと考えられている。我々が子どもの頃親に対して取り続けてきた対応パターンや親たちが我々に見せてきた行動パターンというものは、非常に長期に渡り我々の知らぬ間に何度も何度も我々に刷りこまれ、我々の対人関係の基礎を構築する。そのため、幼少期に誤ったパターンを形成してしまった者や家族との十分なやり取りを持つことのできなかつた者は、結果的には大人になってから社会的に機能不全のパターンを繰り返すこととなり、それが犯罪を含めた様々な社会的摩擦へと繋がることとなる。受刑者たちの育った家庭環境に目を向けることは、今日の処遇困難の本質を理解する上で非常に有効な試みであると考えられる。

2. 調査内容

そのため、今回、アスペルガーや解離性同一性障害等といった医師の診断書を伴う精神障害を抱える者をあらかじめ除いた、新入教育課程にある106名を対象に、以下のテーマについてアンケート調査を実施した：

1. 罪名／年齢／入所回数／刑期
2. 「親が過保護である」、「父親が仕事優先で家のことに関わらない」、「しつけに非常に厳しい」、「過度に世間体を気にする」等、具体的に家庭環境を特徴付ける45項目（該当項目に本人がチェック）
3. 子どもの頃経験したトラウマ／全般的な子ども時代の様子／自分の欠点についての3つの項目（本人が記述回答）

特に「罪名」は、回答者を「行動パターンに応じて分類」する上で重要な項目と考えられる。そのため、全106名をその罪名別にグループ分けし、回答内容と行動パターンの関係を考察することとした。結果、回答者は大きく分けて、覚せい剤取締法違反（34）、窃盗・詐欺等（41）、法令条例等の違反（8）、傷害（11）、強制わいせつ（5）、器物損壊（3）、その他（4）の7つのグループに分類された。アンケート結果を特に「環境的要因」とそれによりもたらされたと考えられる「症状」に着目し、その因果関係について考察してみたい。

3. 調査結果および考察

3-1 覚せい剤取締法違反（34 / 106名）

大人になってからの症状として特に注目に値するのは、「お人好し」「優しすぎる」「人を信じやすい」「騙されやすい」「回りに流されやすい」「意志が弱い」で、34人中19人であった。それに次いで多かったのが「気が短い」で、10人がそう回答した。

最も多かった「お人好し」と答えた者たちのほとんどは、親が「しつけに非常に厳しい」「過度に世間体を気にする」と答えており、それに合わせ、「家庭内でコミュニケーションがない」も多かった。家族間でのコミュニケーションがない環境で、一方的に親の指示に従わざるを得ない状況では、子どもは自分の意思で行動する機会を与えられず、しっかりとした自我というものを確立することができない。結果、大人になってからも、しっかりとした自分が育っていないため、自分の意志ではなく回りに流されて生きるスタイルが定着してしまう。自分の意思に反することであっても受け入れて顔色をうかがいながら生活してきた結果、嫌なことであってもハッキリ断ることができないスタイルが確立され、周りから薬を勧められても断れなかった可能性も高い。そうした体質が「お人好し」に象徴されているものと考えられる。そのため、人付き合いの良いことから、子どもの頃は友達が多く、活発で、人気者であり、スポーツが得意であったと答えている者が意外にも多いのは特筆すべき点である。ただ、そうした集団の中にあっても、自分の意思を押し殺して周りとの融和を図ってきた可能性も高く、内心本当に心が満たされていたかどうかは定かではない。こうした自分の本心に反する行動をとり続けてきた者たちの中には、物事に対する素直な喜びを経験できず、大人になってうつ病を発症してしまうケースも多い。

一方、「気が短い」と答えた者の中には、「家族のメンバーが事故または病気で入院」と「親がちょっとしたことですぐにカッとなる」と合わせて回答した者が多かった。家族の誰かが特別な世話を必要とする状況では、成長過程において必要な愛情や関心がどうしてもそちらに向いてしまいやすいため、子どもはそのことを自分が愛情に値しない存在であるからだと否定的に解釈してしま

いやすい。そこに親が日常の介護ストレス等からカッとなるといった感情的な対応を取ることで、子どもの自暴自棄な気持ちは更に強まり、また、そうした親をロールモデルとすることで、「気が短い」に代表される感情を爆発させるタイプの人格形成につながってしまったものと考えられる。そして、何か問題にぶつかる度に、適切に解決することも自分の気持ちを表現することもできず、そうしたフラストレーションから薬物に走るというサイクルができてしまったものと考えられる。特に、幼少期に十分なコミュニケーションがない家庭においては、子どもは言葉を使ってネガティブな気持ち（嫌い・むかついた・うらやましい等）を表現する力を身に付けづらく、そうした感情をため込んでしまい、そのフラストレーションはやがては暴発という形をとって放出されざるを得ない。「兄弟との比較」を挙げた者も多かったが、これも子どもが恒常的にネガティブな感情を抱えてしまう条件を助長するものと思われる。

薬物依存に関しては、日頃無視されながら時折感情的な叱られ方を経験してきた「自暴自棄タイプ」と十分なコミュニケーションもないまま一方的な指示に合わせた「お人好しタイプ」の二つが顕著であった。それぞれこうした子ども時代に形成したスタイルから薬物に手を出してしまったものと考えられるが、加えて、親からの十分な愛情を感じ取れずに育ってきたことから物事をネガティブ（否定的）に解釈してしまう習慣があり、愛情タププリに育った者に比べ、ちょっとしたことでストレスを感じ、それをため込んでしまいやすい。そこに覚せい剤の強い中毒性も合わさり、嫌なことから逃れようとしては薬に走ることを繰り返すというサイクルが完全にできあがってしまっているものと考えられる。

薬物依存は非常に強い中毒性によって起こることは言うまでもない。そのため、12ステッププログラム等を始めとした薬そのものを絶つプログラムの活用や、出所後居住地域（環境）を変える、本人が納得できる薬物に代わる代替物（または代替法）を見出すといった薬に手を出す環境に対処する必要がある。が、一方で、認知行動療法等を通し物事をいつでも否定的に見てしまう歪んだ習慣を修正し、嫌なことをため込んで爆発させるサイクルから抜け出し、また、嫌なことや自分の感情を人間関係を維持しながら表現できるコミュニケーション力を養うといった生活面での対策も必要となろう。いずれにせよ薬物によるストレス解消のサイクルとは違ったサイクルで生活を回して行けるというイメージを本人の中にしっかりと植え付けることが肝要である。薬物依存者には繊細な者が多いので、現場担当官が意識的に声を掛け、彼らが薬物に手を出す引き金となる孤独感を感じぬよう配慮することも有効かもしれない。

回答してくれた中に62歳で過去の入所歴が12回という者がいた。「覚せい剤をやり過ぎて楽しい人生を無駄にし、今になって後悔している。何とか今からやり直したい」と書かれていたコメントに、彼の薬物依存が単なる本人の意志の問題ではなく、依存と対人関係の両面を考慮した「治療」という角度から取り組まなければならない問題であることが再確認できる。

3-2 詐欺／窃盗／建造物侵入／横領（41／106名）

全体の中で最も人数が多かった。窃盗・詐欺等を犯した者たちの家庭環境の全体的傾向としては、「共働きで親が家にいない」「父親が家のことに関わらない」「家庭内でコミュニケーションがない」がそれぞれ41名中、12、10、10と多く、そうした交流のない家庭環境に合わせ、「しつけに非常に厳しい」「ちょっとしたことですぐにカッとなる」といった圧力要因がそれぞれ12、11確認されている。「兄弟との比較」も9名と意外と多く、ある意味、愛情を向けられずに育ってきた薬物依存の「自暴自棄タイプ」に似た環境で育てられてきたと見ることもできる。ただ、この場合家族の中に特別な世話を必要とするメンバーはおらず、親による純粋なネグレクトであること、また、介護ストレス等といった特殊な事情とは関係のない親の性格的なものによる抑圧的・感情的なし

つけであるという点では「自暴自棄タイプ」以上に確信的なものとも言えるかもしれない。

互いに会話することのない孤立した家庭の中で絶えずビクビクと怯えながら育った者たちが、大人になった後もそうした習慣から抜け出すことができず、他者の監視の目がない状況におかれると自然とスイッチが入り、他者の所有するものを自分のものにする事で心の中に空いた愛情の空白を満たそうとする心理構造から、窃盗・詐欺を強迫的に繰り返しているものと考えられる。「生活が貧しい」と答えた者が2名と意外に少ないことから、このタイプの犯罪が主に物理的な理由によるものではなく、心理的な理由によるものであることが窺える。

覚せい剤違反者に比べ、詐欺・窃盗犯たちの中には何らかの精神的な障害を抱えていると答えた者が明らかに多かった。覚せい剤違反者で精神障害を訴えた者が3 / 34であったのに対し、詐欺・窃盗犯の方は11 / 41が統合失調症(幻覚妄想)や躁鬱症を始めとする精神的な障害を抱えていると答えた。中には、パニック障害や強迫性障害(不安や手洗いなど特定の観念や行為に取りつかれる)、境界性障害(著しい感情の不安定)を訴える者もあり、詐欺・窃盗行為がただの出来心といった単純な行為ではなく、薬物依存と比べてもより深刻な心理的な要因によるものであることが分かる。

特に幼少期の窃盗は親から得られない愛情に対する無意識の代償行為と考えられている。覚せい剤犯が薬に走ることでフラストレーションを解消し心のバランスを図ろうとする一方、窃盗犯は他人の物を盗むという直接的行為でバランスを図ろうとする。そのため、たとえ窃盗に成功したとしても、薬のような物理的直接的効果はなく、また、窃盗に失敗したり、遂行できないことも少なくないことを考えると、そうした無意識に表出する衝動的感情の不完全な解消が精神障害となって表れているのではないかと考えられる。

また、薬物犯では心のトラウマを訴えた者が3 / 34名程度と非常に少なかったのに対し、窃盗・詐欺犯の場合は15 / 41と明らかに多く、その内訳は父親、母親いずれかによる「体罰」、「暴力(飲酒時を含む)」、「心理的虐待」に加え、「父親の家出や浮気」、「再婚後の家庭内での虐待」といったものであった。精神的障害が多いことと合わせ、トラウマを抱えている者が多いという事実も、窃盗・詐欺行為が薬物以上に深刻な心理的要因によるものであることの裏付けとなろう。

窃盗タイプの犯罪を犯す者は、家庭における様々な機能不全が原因であり、一般に思われている以上に深刻な心の問題を抱えているケースが多い。薬物依存者に輪を掛けた強引なしつけとネグレクトを体験した者が多く、そのため、PTSD(心的外傷後ストレス障害)を含めた精神障害を抱えている者も多い。窃盗行為を行わなければ心のバランスが保てぬ程心理的に苦しい状況に置かれていたことから来る、強迫性障害と言うことができる。対策としては、むしろ彼らが抱える精神的障害そのものに目を向け、医師や専門家のアドバイスを借りることにより、そうした障害自体を治療することで、彼らの症状である窃盗行為の鎮静を図ることが考えられる。そうした治療の中で、人目がある場合とない場合での「心理的二面性」、「短気」、「孤独感」といったものにも目を向けながら、それら一つ一つを丁寧に時間をかけて本人と一緒に解決して行く必要があるように思われる。こうした根本的な心理問題を解決しない限りその症状である窃盗行為自体を止めさせることは非常に難しいものと思われる。特に窃盗が主な収入源となっているような場合には、合法的な収入源の確保も合わせて取り組む必要があろう。

3-3 傷害 (11 / 106名)

全体の106名の中では11名と比較的少数であった。11名の内5名が「兄弟との比較」を挙げている。罪名が傷害であるだけに自身の欠点を「短気」「すぐにカッとなる」と答えている者が多いことから、兄弟との比較がそうした暴発的な性格と何らかの関係があるものと考えられる。窃盗・

詐欺や薬物事犯と比べ、親が家庭にいないことを意味する項目をチェックしている者が少ないことから、原因はネグレクトではなく、親からの恒常的な圧力であることが考えられる。「兄弟との比較」と合わせ、「しつけが厳しい」「過度に世間体を気にする」と答えている者が多い（7 / 10）ことからその可能性が高い。「さみしがり屋」「良く人の面倒を見る」などと社会的であることを意味する回答も見られることから、自分が積極的に求めている人間関係の中で生じた食い違いが引き金となって暴力行為に至ってしまうのではないかと推察される。ただ、一方で「何不自由なく育った」「甘やかされて育った」と回答している者もいることから、少数ながら社会ルールを軽視した自己中心的な生き方を容認されて育ってきたタイプも存在するように思われる。「さみしがり屋」で「人の面倒を見る」タイプは基本的な社交性があることから、人との付き合い方を中心とした訓練を行うことでかなり状況が改善されることが期待される。一方、「ルール軽視」「自己中心的」タイプは社会ルールを守ることが自分たち自身の安全にとっても重要であるということをしかりと理解させた上で、受刑生活を通して自律性を育てて行く必要がある。

3-4 法令・条例違反等（8 / 106 名）

該当する回答は8 / 106と少なかった。その内訳は「仮釈放取り消し」「東京都迷惑防止条例違反」「道路交通法違反」の3つに大別された。8名と少ないながらも、「世間体」と「しつけ」をチェックした者が5名と過半数に達していたことは、そうした一方的な育て方が、全く正反対のルール軽視の人間を生み出してしまうことを物語っている。

また人数が少ないながら、「児童施設で育つ」「父親の死亡」「父親の横領」「養子」「祖父母に育てられる」「父親の暴力」といったことを心のトラウマとして挙げている者があった。こうした心の傷がルールに従うことを拒む人格形成と何らかの関係があることを窺わせる。また、トラウマが影響してか、自分の欠点として「引っ込み思案」「放浪癖」「自己中心性」「人の話を聞かない」「酒乱傾向」「短気で感情がすぐ顔に出る」「周りの空気が読めず自分より出来ない人間を見下す」等の人格的な歪みを窺わせる者が多かった。これらはサイコパスと呼ばれる精神病質者の症状と重なるものが多く、常習犯や凶悪犯にはこうしたタイプの者が非常に多いことから今後より注意を向けて行く必要があるグループであると言えよう。一般にサイコパスは自分自身のあり方に満足しており、どんなに指導や治療を施しても効果がないことで知られる。唯一有効な策は、彼らの本質を変えようとするのではなく、法を遵守したやり方の方が彼らにとって結果的に得なのだということに気付かせることであると言われている。

3-5 器物破損（3 / 106 名）

回答した者は3名であったがその全員が「親が何でも許してしまう」にチェックしていた。また、それぞれ「アルコール中毒」「統合失調」「シンナー及びアルコール中毒」といった問題を抱えており、基礎教育課程の習得に問題のあるせいか、回答の記述に大きな乱れが確認された。器物破損犯がその思考面において重度の問題を抱えている傾向が明らかに窺える。こうした者たちが61歳、49歳、53歳と決して若くはなく、10回、3回、8回と累犯者であることからその根底にある問題の深刻さが見て取れる。

アルコール中毒である者が多いことから、彼らの問題行動が主に飲酒時に起こることが推察される。一般に一度に大量のアルコールを摂取し乱れるタイプはアルコール中毒の中でもⅡ型と呼ばれ、継続的に適量飲み続けるⅠ型とは区別されている。中毒に対する遺伝的要因も指摘されており、飲酒を適量で抑えることが非常に難しいことから、まずアルコールを絶った生活習慣を確立することが先決だと言える。

3-6 強姦及び強制わいせつ (5 / 106 名)

回答した者は5名であった。内3名は、「小学校時代の見知らぬ男性からの性的いたずら」「4歳の時に預けられた家の娘による日常的な性的いたずら」「父親の心理的虐待から来る極度の日常的恐怖」といった極度のトラウマを抱えていた。小学校時にいたずらを受けたと回答した者は母親が彼氏を頻繁に変えたことを指摘し、その内の一人からは日常的に体罰を与えられ、家に帰るのが大きな精神的苦痛であったことを訴えていた。一方、残りの2名は「親が何でも許してしまう」といった規範軽視の子ども時代であったことを示していた。年齢的にも29、32、39、52、66と必ずしも若い訳ではない。規範軽視のタイプに対しては、受刑生活を通して自律を養わせる一方、性的要素を含む極度の虐待を経験した者はPTSDとして扱い、心のケアを最優先させる必要がある。ただ、異常性行為が定着してしまっている場合の効果的治療は、様々な試みがなされているものの一般に確立されていない。

3-7 その他 (4 / 106 名)

上記のいずれのカテゴリーにも属さない回答が4件あった。一つは「児童買春・児童ポルノ違反」であった。「幼児性愛」の原因としては、幼少期に母親からの十分な愛情が得られなかった者が昔の自分を幼児に転移させ自分が母親に成り代わってその子供に愛情を注ぐという説や、自分の母親や兄弟姉妹に対する無意識の復讐でもあるといった説等諸々であるが、いずれにしても同世代の女性に対する強いコンプレックスが存在する。一般に40歳以上に多いとされるが、本調査の該当者は37歳であった。本人は「しつけ」「世間体」「考えを押し付ける」といった項目にチェックし、幼少期より「内気」な性格であったと回答している。母親との間に双方向的な感情のやり取りのない精神的飢餓状態にあったと考え、上に挙げた説との整合性も出てくる。強姦・強制わいせつと同様、一度性癖になってしまうとそれを修正するのは非常に難しい。米国ではインターネットに情報を公開するなど、出所後もこうした犯行を犯した者たちの住所等を地域社会が把握できるような策を講じている地域もある。ある調査では一般男性の約20%が児童に性的関心を抱いたことがあるという結果も出ており、児童の性的商品化傾向に対し何らかの策を講ずる必要も窺える。

もう一つは「放火」であった。放火は一般に幼少期に親が自分の方を向いてくれない事に対し、関心を振り向かせたいという思いから生ずる無意識の行為であると言われる。本件の場合も「両親が2歳の時に離婚し、父親側に引き取られた」と回答している。通常幼児期に心理的に自分の一部であるべきはずの母親の存在がなかったということは、幼児にとっては正に危機的な状況であると言える。本人自身、「母親がいないためさみしい思いをした」「父と祖父母だけであったため女性に対し積極性が持てない」と回答している。乳幼児期における母親との別れが本人のアイデンティティーに歪みを生じさせ、そのことが未だに放火を引き起こす原因となっているものとする。本人のエゴを充足させるための放火に代わる方法を確保して行く必要がある。

残りの2名に関しては記述の乱れから罪名自体もハッキリと認識できなかった。共に「小さい頃より親や周囲の言うことを聞かず」、「上手く関係を構築することができなかった」などと回答していること、回答の記述に極端な乱れが確認されることなどから、生後1-3年の比較的早い時期に母親との間に十分な愛着関係を築けなかった、もしくは、先天的に非社交性(乳児期に外部からの友好的な態度を拒絶してしまう)を持って生まれたことなどが疑われる。うち一人が生まれつきの視力障害を訴えていることなどからもその可能性は否定できない。ただこうした先天的に非社交性を持って生まれてきたような場合であっても、そうしたことをきちんと回りが理解

し、肯定的・友好的態度をしっかりと取り続けることで、通常の生活に支障のない人格形成が十分可能であることが分かっている。彼らの年齢が37、53、69、38と決して低くないことは幼少期の問題が一生を左右してしまうことを如実に物語っている。

4. まとめ

今回の新受刑者たちの家庭環境の全体的な傾向としては、「共働き」「父が関わらない」「コミュニケーションがない」といった子どもの放置傾向と、「しつけ」「カッとなる」「兄弟比較」「世間体」「すぐに決めつける」「考えが否定」「過度のプレッシャー」といった抑圧的傾向の二つが顕著であることが窺える。両親が家にいなかったり、子どもと向き合うことが少ないものの、実際に子どもと取り組む際には自分たちの意向だけを押し付け、子どもの側の意向を聞こうとしない家庭体質が、後に犯罪を生み出す温床となっていることが窺える。意外にも家族のメンバーの「入院」と「特別な世話が必要」をチェックした者が多く、二つを同時にチェックしているケースが比較的少ないことから、その単純な総和は28となりかなり高い。家族内に特別な世話を必要とするメンバーがいることが、今日の犯罪の発生に実質的に関係している可能性が高いことは非常に興味深い発見である。物質的に豊かな日本社会において、こうした特別なメンバーを抱えているということが経済的・精神的に大きな負担となり、一般家庭との間に子育ての面で実質的ハンディを形成してしまうものと考えられる。

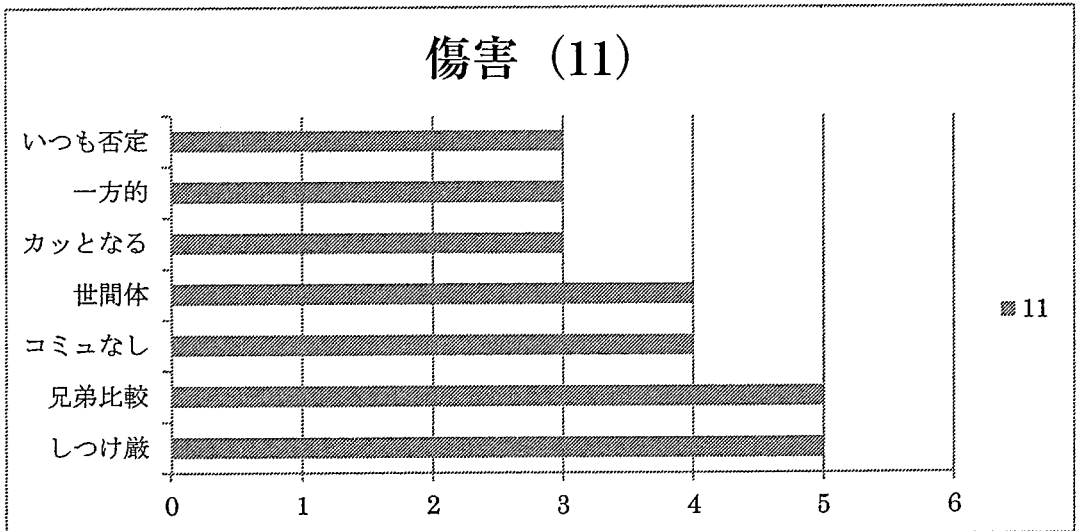
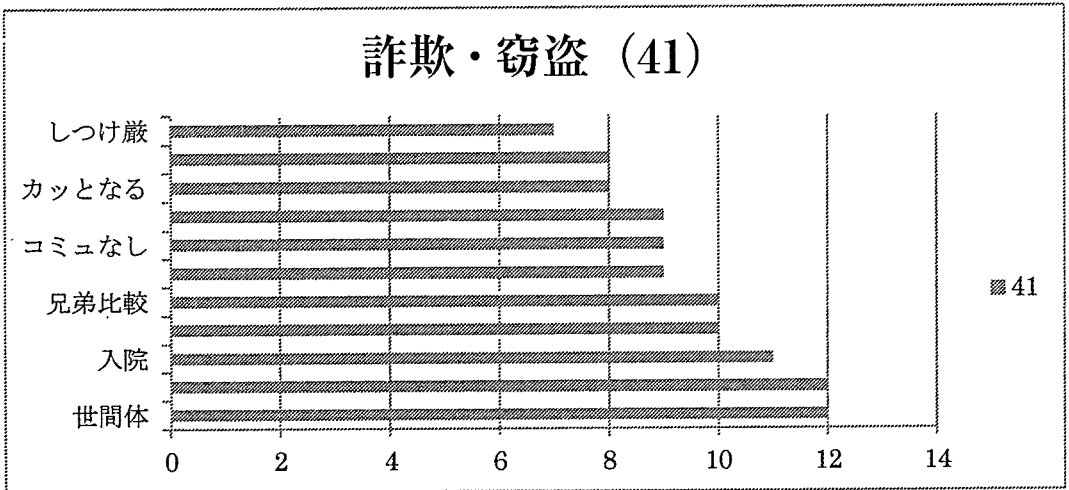
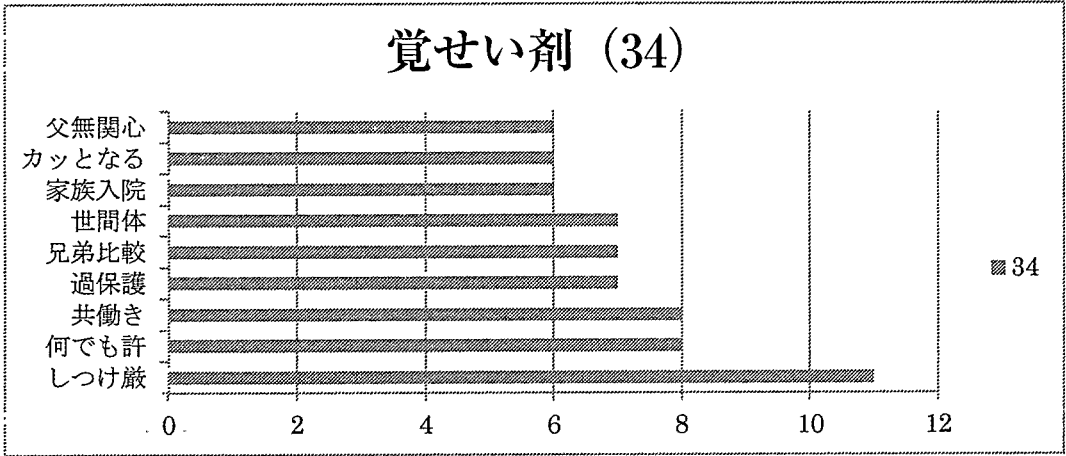
同様に「親が何でも許してしまう」にチェックした者も多かった。単純に抑圧的な家族体質とは対照的な、過保護な体質を示しているともできるが、同時に「しつけにうるさい」と答えているケースが多いことなどからも、抑圧的な家庭とは対照的に外では自分たちのやりたい放題であったという放任傾向を示唆している可能性が高い。

一方、「しつけ」「カッとなる」「兄弟比較」「世間体」「すぐに決めつける」「考えが否定」「過度のプレッシャー」といった項目からは、親の主観による不安定で感情的な子どもへの対応が想像できる。日頃、親との十分なコミュニケーションすらなく、彼らの突発的で感情的な対応にビクビクしながら生活している中で、子どもたちが後に社会で生きて行く基盤となる「自我」の確立に必要な「自信」や「自尊心」、そして、自分の感情を表現する「言語能力」を養えないことが想像される。

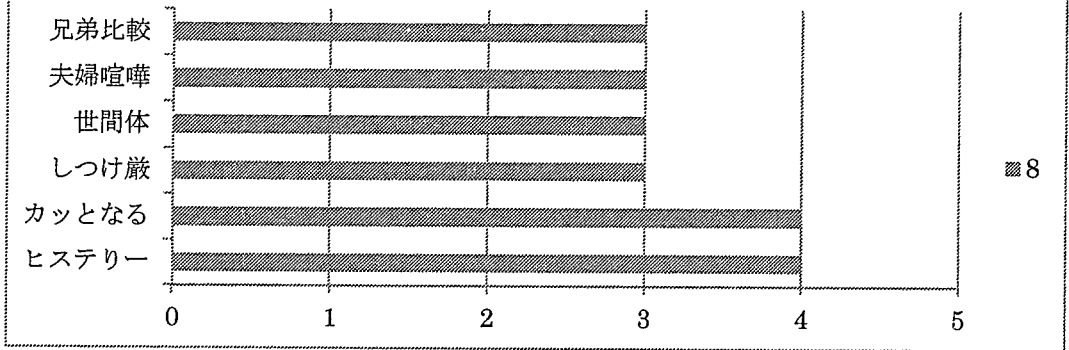
犯した個々の犯罪の種類は異なるものの、親が自分たちのことばかりに追われ、行き当たりばったりの感情的な対応を繰り返している今日の社会において、子どもたちが完全に置き去りにされ、責任のある社会人として生きて行くための基盤が家庭内で形成されず、結果的に大人になってから社会のルールの一線を越えてしまう者たちを大量に生み出しているという現代社会の構図が、今回の調査結果から改めて確認されたように思われる。

こうした家庭の現状に対する一つの要因としては、核家族化によって、昔の大家族の時代には自然と引き継がれていた子育てのノウハウや忙しい時の人的バックアップといったものが失われたことに加え、個々の家庭の社会における孤立化・密室化などが挙げられる。今日、幼児虐待が大きな社会問題になっている。そうしたことから大家族が負っていた役割を社会サービスでしっかりと補い、自分の子供たちを社会化させるという子育て本来の意味を個々の家庭に再認識させることで、子供たちの健全で安定した成育環境を社会的に確実にすることは、今日のもう一つの大きな問題であるいじめの被害者・加害者になる子供たちを減らして行くという点からも、犯罪のない安全な社会作りの第一歩であると考えられる。受刑者のタイプを考慮した適切な矯正指導に合わせ、今後社会全体が真剣に取り組むべき課題と言えよう(丁)。

資料



法令違反 (8)



強制わいせつ等 (5)

共働きで家にいない	3
両親が離婚し母親だけ	2

器物破損 (3)

親が何でも許してしまう	3
-------------	---

全体 (106)

